

生活介護事業所 第2みらい
平成26年度事業計画

はじめに…

事業目的

生活介護事業所の適正な運営を確保するために必要な人員を確保し、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な支援に努めていきます。

上記目的を達成するため障がいの程度が重たい利用者が多数を占める第2みらいではよりきめ細やかな個別支援が必要となり、一人ひとりの支援者にはより高い知識・技術を身につける必要があります。

昨年度は「評価」に主眼を置き、利用者のアセスメントをよりきめ細かに実施するため、評価ツールを使い見直しを行ってきました。今年はその「評価」から利用者の特性・強みを生かした支援をさらに心掛け、実践できるように努めます。

そして、将来、個人個人に応じた利用者和社会との橋渡し（共生社会の実現）ができるように努めていきます。

また、例年同様、一人ひとりの利用者の人権と尊厳を守る専門職であることへの自覚を持ち、支援のための必要な知識や技術などを獲得するとともに、制度の理解・運用等についても全体で共有し、利用者・ご家族の権利について敏感に反応できる倫理観を持てるように、そして組織として職員一人ひとりが自分の役割を認識し、遂行できるように、第三者評価受審については準備の年と位置付け、「現場力」の向上に努めてまいりたいと考えています。

1. 事業所の運営方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行う。
- (2) 障害者福祉の関係法令を遵守し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に基づく指定障害福祉サービス生活介護の事業を実施する。
- (3) 豊中市の他の障害福祉サービス事業者と連携をとりつつ、日中活動の場として地域福祉の充実に寄与する。
- (4) 生活介護の支援内容より他の支援が適していると思われる利用者には、本人にあった支援内容を提供できる事業所への異動も考慮する。

2. 事業所の支援方針

- (1) 個別支援計画に基づき利用者一人一人のニーズに見合ったサービスの提供を心がける。
- (2) 利用者が安心して通所し、安定した毎日を過ごせるための信頼関係を基に、様々な楽しみを提供する。
- (3) 利用者が快適な日常生活を営むことができるよう、エンパワメントを高められるよう身近面の自立を促すプログラム、および身体機能の維持・向上を意図したプログラムを計画する。
- (4) 利用者の個性を大切にした創作活動や、これまで培ってきた作業活動の機会の提供を行う。
- (5) できるかぎり小集団の班体制の中で、利用者の主体性を重んじ社会性を培う支援を心がける。

3. 事業所の管理体制（定員：46名）

- (1) 職員体制
 - 常勤職員： 管理者・サービス管理責任者（兼務1）
生活支援員（10）
事務員（2）
 - 非常勤職員： 支援員補助（12）・栄養士（1）・医師（1）
看護師（1）作業療法士（2）・送迎運転手（6）
 - 業者委託： 送迎運転手（1）・送迎添乗員（2）
調理師（1）・調理員（2）
- (2) 建物維持管理（専門業者委託）
 - ①消防設備点検、建築設備定期点検、受水槽清掃・点検
害虫駆除等建物内消毒、昇降機、自動ドア定期点検
電気設備定期点検、空調設備清掃及び点検
 - ②防災設備点検及び警備
- (3) 車輛管理 送迎車の法定点検、定期点検、故障や部品交換が必要な場合、随時対応
- (4) その他、備品等の管理

4. 活動の内容

【日課】

午前		午後	
9:00～10:00	登所(時差)	13:30～14:20	作業
10:00～10:30	朝の会・体操・更衣等	14:20～15:00	掃除
10:30～12:00	作業	15:00～15:15	休憩
12:05～13:20	昼食・休憩	15:15～15:35	終わりの会
		15:45～	降所(時差)

*グループにより時間に若干の差異があります。

【週間プログラム】一例（個人により作業時間等プログラムは異なる）

	月	火	水	木	金	土・日
午 前	屋外活動	作 業 陶 芸	作 業 公園清掃	作 業 音楽療法	作 業 織 り	余暇支援 休 み
午 後	作 業 ウォーキ ング	文化クラ ブ	作 業 ウォーキ ング	作 業 機能向上 プログラ ム	クラブ 活 動	余暇支援 休 み

5. サービスの内容

◎作業支援

個人の作業能力に応じ生産する喜びがもてるような作業支援を行う。陶芸の指導については豊中市の青年教室の枠を利用して講師の派遣依頼をする。

創作活動では利用者の個性を生かし、自信・達成感につながるような活動を取り入れる。

作業を継続して取り組むのが困難な利用者には、作業前訓練を準備し、作業への動機づけを図る。

豊中市から受託している近隣の公園清掃に取り組み、心身の活性化を図る。

また、気分転換を兼ねて農園作業・園芸活動にも取り組む。工賃規程も個人の作業時間に基づいた工賃規程により支給する。

◎生活支援

個別支援計画を基に日常生活上必要な介護、支援、相談、助言を支援の中心におく。障害特性とニーズに基づいた小グループ化を図り、ストレングスを活かしたより充実したプログラムを提供できる様に環境整備・活動を行う。

また、エンパワメントを高められるように自己選択できるような機会を用意する。看護師による健康管理を行い、身体機能の低下を防ぎ、運動機能の維持・向上に努めるためのプログラムの充実を図る。

作業療法士による専門的なりハビリ訓練を支援員も学び、さらに充実させる。ご家族の高齢化に伴う介助の負担軽減のため入浴サービスを実施する。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体の清拭
- (4) 入浴サービス
- (5) 身辺面の介護
- (6) 生産活動（受注作業、陶芸、農園、自主製品他）
- (7) 創作的活動（さおり織り、七宝焼き、その他）
- (8) 身体機能および日常生活能力の維持・向上のための支援
- (9) 生活相談

- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 送迎サービス
- (13) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (13) に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

◎行事・余暇活動支援

日中活動行事予定

全体行事	余暇活動・地域交流(年4回)	その他
5月 味覚狩り	6月 素のままフェスタ	社会見学、調理実習等、少グループで目的別(4月・1月)
7月 納涼祭		
9月 一泊旅行	8月 豊中祭り	
10月 親和会 スポーツフェスタ		
11月 クラブ行事	10月さんさんGOGO祭り	
12月 クリスマス会		
2月 文化祭	通年で1人年1回選択による余暇活動を実施	

◎クラブ活動

毎週金曜日の午後をクラブの日とし本人の選択による余暇を楽しむ。指導者を外部から招き、支援員以外の関わりを持つことで社会性を養う。茶道、華道、リズム体操、音楽療法の指導については講師の派遣依頼をする。その他のクラブについては支援スタッフの企画実施により行う。

運動系クラブ： リズム体操・プール・軽スポーツ

文化系クラブ： 華道・茶道・音楽クラブ

◎文化活動

毎週1回、午後を文化クラブの日とし本人の選択による興味の開拓・交流をテーマに活動を楽しむ。作品展などの出展を中心に達成感に繋がるように目標設定を行う。クラブについては支援スタッフの企画計画による。

内容： 手織り・七宝焼き・クラフト・園芸

◎日中一時支援(私的契約)

家族の冠婚葬祭や所用で所定の時間に迎えることが困難な場合、時間を延長して支援する。入浴サービス、外食、特別送迎の提供で緊急時の家族支援にできる範囲で応える。利用料は私的契約に基づいたものとする。

◎入浴サービス

介護者の高齢化に伴う介護負担の軽減および利用者のニーズの高揚のため、週2日、1日3人を限度に私的契約による入浴サービスを行う。
利用料は私的契約に基づいたものとする。

◎ 送迎

- ・バスの送迎運転、管理については「ジャパンリリーフ」に委託。
- ・医療機関への通院などは、可能な限り「特別送迎」として別便で対応する。
(利用者負担)
- ・利用者の増員や家庭の都合によってやむを得ずコースの変更をする場合、円滑に送迎できるように調整する。

◎健康管理・栄養管理

○保健衛生

[山口記念診療所]

内科検診：年1回健康診断を実施。インフルエンザ予防接種、希望者に実施。

[施設内]

月2回嘱託医による健康相談を実施。月1回の体重測定及び血圧測定の実施。
また、日頃の健康管理とノロウイルス等の感染症予防の情報提供を適宜行い、
感染症予防に努める。事業所内での病気、けが等には家族との連携を密に取り
ながら迅速に対応する。

看護職員による健康管理を実施し、疾病などの早期発見に努める。

○給食

- ①管理栄養士がカロリーや栄養素を検討し、また、毎月1回給食会議を開催し、
利用者の嗜好（嗜好調査年2回実施）や意見を給食に反映する。
- ②管理栄養士による家庭をも含めた栄養管理の助言を行ない利用者の健康管理に
つなげる。
- ③年2回嗜好調査を行い、体調管理の面からも給食を考えていく。また希望のメ
ニューがあれば可能な限り、取り入れる。
- ④四季折々の季節食や行事での特別メニューを積極的に取り入れる。

◎防災

年2回の総合訓練が義務づけられているが、それ以外に地震や火災を想定した
避難誘導訓練を行い、緊急事態へも対応できるようにする。また、防火管理者の
指示のもとで訓練状況を自己評価するとともに、消火機器操作の訓練も実施し、
防災意識の醸成に努める。

6. 広報・地域活動

- ①広報誌「つぼみ」を年2回発行し、関係機関に配布する。内容については施設
内の活動だけでなく、職員の研修報告についても適宜行う。また、ホームペ
ージは随時更新する。掲載する情報などのうち写真や氏名については、「個人情
報保護法に基づき、本人・ご家族へ通知するなど、慎重かつ適正に実施する。
- ② 地域の方々に事業所の活動を周知し、幅広い交流を促進するため、近隣の学

- 校、福祉施設、障害者団体等との交流を図るための行事を企画・運営する。(豊中市みどりの交流会、花苗プロジェクト、文化祭、素のままフェスタ、豊中まつりなど)
- ③地域に根ざし、開かれた事業所運営を目指し、積極的に福祉を学ぶ学生やヘルパー等実習生に現場実習の機会を提供・受入れを行う。また、実習生が気軽にボランティアとして参加できるよう働きかける。
 - ④障害のある方の体験実習も積極的に受け入れる。

7. 職員研修・会議等

(1) 職員研修

研修マニュアルに基づき、専門的知識の習得や支援のあり方などを学ぶため、積極的に個人研修への参加を促すとともに、法人全体による職員研修を年2回実施する。また、他機関や他事業との職員交流も積極的に行っていく。

将来実施予定である「第三者評価受審」に向けて

(2) 会議など

○職員会議

職員間の情報の共有やサービスの改善・向上、意志統一を図るため、月1回の定例会議をはじめ、必要に応じ随時会議を行う。

○ケース会議

利用者の障がい特性・ニーズの理解を基本に職員が共通の認識のもとで、個別支援計画に基づいた支援をより効果的なものとするため毎月の定例会議をはじめ、必要に応じ臨時会議を行う。

○リーダー会議

会議を円滑に進めるために各グループ代表で事前に課題を検討する。

○フロア会議

各グループの活動内容などについて意見し、より質の高いサービスが提供できるよう検討する。

○グループミーティング会議

日頃の支援を共通の認識のもと行っていくため、各グループで事前に課題を検討する。

○個別支援計画会議

サービス管理責任者が主宰し、計画策定時及び見直し時に支援計画にの在り方、問題点などについて協議する

○その他会議

・サービス向上委員会

法人各事業所間の連携を密に、各々の交流や協力体制を築き、利用者へのサービス向上を図るため、担当者会議を月1回行う。

・運営会議

法人及び各事業所の運営を統一するため調整会議を月1回定例で行う。

8. 苦情解決

- ・ 玄関口、階段踊場（3階）に意見箱を設置し、意見書カードにて苦情受付をする。
- ・ ご家族の苦情も連絡帳、家族会、個別面談など口頭でも随時受け付け、対応する。
- ・ 内容によっては第3者委員の指導を頂きながら、円満な解決を図る。
- ・ 利用者一人ひとりの声を大事にしながら利用者にとって信頼のおける施設であるよう対応する。
- ・ 最低年1回の事例報告を行い、第3者委員の指摘や助言を頂き、日々の利用者支援を見直す機会とする。

9. リスクマネジメント

- ・ 利用者の安全・安心の確保のため、事故防止・虐待の防止等を目的に職員会議で日々のヒヤリハットを検証し（担当者を配置し）、安全の徹底及び再発防止に努め、緊張感をもって支援にあたるよう留意する。

10. 家族会との連携

- ・ 2ヶ月に一度家族会、役員会を実施し、利用者の活動を報告・意見交換を行う中でニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げていく。また、事業所活動の協力を依頼し、緊密な連携体制を整える。